

8-1 課税状況

(1) 課税状況

区分	課		税				控		除		課税実数		免 除	
	一般税率適用		特例税率適用 〔第23条第2項第3号〕		計		酒税法 〔第30条第1項、 第2項及び第3項〕		災害減免法 〔第7条第1項〕		課税実数		未納税 移出数	輸出免 税量
	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額		
	kℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	kℓ
清 酒	29,630	3,298,311	444	35,494	30,073	3,333,805	431	46,468	-	-	29,643	3,287,343	3,097	317
合 成 清 酒	7,163	716,350	-	-	7,163	716,350	156	14,639	-	-	7,007	701,712	159	24
連 続 式 蒸 留 焼 酎	155,173	37,093,296	2,505	200,413	157,678	37,293,710	4,527	1,107,389	0	6	153,152	36,186,314	2,753	41
単 式 蒸 留 焼 酎	10,959	2,688,163	273	21,874	11,232	2,710,037	89	22,964	0	0	11,142	2,687,071	482	17
み り ん	37,473	749,464	-	-	37,473	749,464	1,194	23,880	-	-	36,280	725,584	624	194
ビ ー ル	337,582	70,775,604			337,582	70,775,604	15,949	3,355,475	-	-	321,633	67,420,131	16,066	1,193
果 実 酒	76,273	6,412,923	3,157	248,777	79,433	6,661,699	10,682	910,899	0	0	68,751	5,750,800	10,198	139
甘 味 果 実 酒	778	129,871	1,133	90,674	1,911	220,545	264	34,943	-	-	1,646	185,603	334	17
ウ イ ス キ ー	44,391	16,659,052	4,834	386,711	49,225	17,045,763	193	76,752	-	-	49,031	16,969,011	70,864	2,577
ブ ラ ン デ ー	748	291,581	-	-	748	291,581	1	610	-	-	746	290,970	139	13
原 料 用 アル コ ー ル	99	52,714	-	-	99	52,714	0	16	-	-	99	52,698	81,449	16
発 泡 酒	65,113	8,789,113			65,113	8,789,113	305	47,601	-	-	64,807	8,741,513	8,047	15
そ の 他 の 醸 造 酒	58	7,478	40,865	3,715,988	40,922	3,723,466	41	3,396	-	-	40,880	3,720,069	32	0
ス ビ リ ッ ツ	12,951	1,849,340	164,221	13,137,703	177,173	14,987,042	2,144	193,131	-	-	175,029	14,793,908	107,288	584
リ キ ュ ー ル	12,575	1,701,393	405,090	35,858,796	417,664	37,560,190	8,613	844,352	-	-	409,051	36,715,840	79,918	841
粉 末 酒 ・ 雑 酒	1	119	-	-	1	119	-	-	-	-	1	119	-	-
合 計	790,968	151,214,777	622,523	53,696,427	1,413,493	204,911,199	44,592	6,682,513	0	6	1,368,896	198,228,687	381,453	5,986

調査対象等：令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、令和3年4月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

用語の説明：未納税移出とは、製造場から移出するとき、酒税の免除を受けて移出するものをいい、輸出免税とは、輸出する目的で酒類を製造場から移出するとき、酒税の免除を受けて移出するものをいう。

- (注) 1 「特例税率適用（第23条第2項第3号）」欄は、各品目（ビール及び発泡酒を除く。）でその他の発泡性酒類（発泡性があり、かつ、アルコール分が10度未満であるもの）になるものを示す。
 2 「酒税法第30条第1項、第2項及び第3項」欄は、酒類製造者とその製造場から移出した酒類を、当該製造場に戻し入れた場合の酒税額の控除等を示す。
 3 税関分は含まない。

(2) 課税状況の累年比較

年 度	清 酒		合成清酒		焼 酎		ビ ー ル		そ の 他		計	
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額
	kℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	千円	kℓ	千円
平成 28 年度	32,794	3,800,488	10,649	1,064,886	160,182	37,935,447	509,239	111,960,646	683,406	70,157,837	1,396,278	224,919,293
平成 29 年度	33,545	3,867,434	9,648	963,843	162,271	38,389,021	498,395	109,571,586	677,350	70,247,451	1,381,218	223,039,337
平成 30 年度	33,964	3,924,559	10,588	998,717	172,829	40,838,320	461,002	101,316,928	824,217	82,454,791	1,502,598	229,533,320
令和元年度	31,868	3,689,683	9,357	936,341	169,101	39,738,122	446,043	98,017,426	821,599	82,462,573	1,477,969	224,844,137
令和 2 年度	29,643	3,287,343	7,007	701,712	164,294	38,873,385	321,633	67,420,131	846,321	87,946,115	1,368,896	198,228,687

(注) 「焼酎」の計数は連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎の合計である。

(3) 都道府県別課税状況

県名	清酒		合成清酒		連続式蒸留焼酎		単式蒸留焼酎		みりりん		ビール		県名
	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	
千葉県計	19,046	2,128,272	X	X	124,802	29,601,072	8,405	2,015,871	35,811	716,215	128,262	26,882,542	千葉県計
東京都計	1,240	123,752	X	X	X	X	250	50,962	X	X	39,121	8,192,264	東京都計
神奈川県計	833	76,221	X	X	X	X	90	21,000	X	X	153,464	32,202,924	神奈川県計
山梨県計	8,524	959,098	X	X	X	X	2,397	599,238	X	X	786	142,401	山梨県計
総計	29,643	3,287,343	7,007	701,712	153,152	36,186,314	11,142	2,687,071	36,280	725,584	321,633	67,420,131	総計

県名	果実酒		甘味果実酒		ウイスキー		ブランデー		原料用アルコール		発泡酒		県名
	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	
千葉県計	1,408	113,230	260	23,789	40,732	13,864,123	592	227,593	X	X	6,522	878,744	千葉県計
東京都計	54	3,516	X	X	X	X	0	19	X	X	188	37,572	東京都計
神奈川県計	49,131	4,155,938	X	X	X	X	129	53,044	X	X	58,069	7,820,035	神奈川県計
山梨県計	18,158	1,478,116	196	23,291	8,298	3,104,778	25	10,314	X	X	28	5,162	山梨県計
総計	68,751	5,750,800	1,646	185,603	49,031	16,969,011	746	290,970	99	52,698	64,807	8,741,513	総計

県名	その他の醸造酒		スピリッツ		リキュール		粉末酒・雑酒		合計		県名
	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	税額	
千葉県計	1,448	133,511	130,820	11,081,856	131,061	11,625,756	-	-	636,082	100,017,418	千葉県計
東京都計	35	3,728	44,051	3,526,236	106,693	9,615,450	1	119	191,659	21,555,910	東京都計
神奈川県計	39,353	3,578,952	7	87,366	170,687	15,363,617	-	-	501,686	70,096,267	神奈川県計
山梨県計	44	3,878	151	98,450	610	111,017	-	-	39,469	6,559,092	山梨県計
総計	40,880	3,720,069	175,029	14,793,908	409,051	36,715,840	1	119	1,368,896	198,228,687	総計

8-2 製成数量

(1) 製成数量

区分	製成数量等					手持数量 (令和3年3月31日現在)
	製成 ①	アルコール等混和 ②	焼酎の品目別アルコール分等変更 ③	用途変更等 ④	計 ①+②+③-④	
清酒	kℓ (13,148)	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ (12,660)	kℓ (9,701)
	13,918	1		876	13,043	10,705
合成清酒	(4,555)				(4,466)	(136)
	7,209	-		138	7,071	215
連続式蒸留焼酎	175,104	-	7,568	24,984	157,687	7,254
単式蒸留焼酎	1,303	-	8,746	8,351	1,700	2,120
みりん	55,679	-		21,169	34,510	3,699
ビール	328,505	-		7,003	321,500	11,024
果実酒	96,241	2		51,143	45,101	17,558
甘味果実酒	1,864	-		688	1,175	349
ウイスキー	93,294	-		18,145	75,149	7,081
ブランデー	969	17		158	829	246
発泡酒	201,533	-		168,849	32,685	12,623
その他の醸造酒	39,465	-		576	38,888	261
原料用アルコール・スピリッツ	246,953	-		69,244	177,709	6,692
リキュール	465,729	2		46,064	419,665	11,244
粉末酒・雑酒	1	-		-	1	3
合計	1,727,776	22	16,313	417,392	1,326,713	91,082

調査期間等：令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に製成された酒類について、酒類製造者から申告された「酒類の製成及び移出の数量等申告書」に基づき作成したものである。

- (注) 1 犯則分は含まない。
 2 () 書はアルコール分20度に換算した数量を示す。
 3 ウイスキー及びブランデーはアルコール分40度分に、原料用アルコール及びスピリッツはアルコール分100度分にそれぞれ換算したものである。

(2) 製成数量の累年比較

年 度	清 酒	合 成 清 酒	連 続 式 蒸 留 焼 酎	単 式 蒸 留 焼 酎	み り ん	ビ ー ル	果 実 酒 ・ 甘 味 果 実 酒	ウ イ ス キ ー ・ ブ ラ ン デ ー	発 泡 酒	そ の 他 の 醸 造 酒	原 料 用 ア ル コ ー ル ・ ス ビ リ ッ ツ	リ キ ュ ー ル	粉 末 酒 ・ 雑 酒	合 計
平 成 28 年 度	kℓ 16,991	kℓ 11,117	kℓ 155,377	kℓ 1,331	kℓ 43,126	kℓ 496,266	kℓ 51,465	kℓ 84,527	kℓ 59,566	kℓ 56,363	kℓ 102,371	kℓ 294,350	kℓ 0	kℓ 1,372,850
平 成 29 年 度	17,244	9,870	157,275	1,962	41,977	475,284	51,913	69,795	64,085	60,912	121,005	296,175	0	1,367,501
平 成 30 年 度	17,223	10,943	164,970	1,993	37,070	455,374	48,734	55,767	46,292	48,554	150,177	371,953	0	1,409,044
令 和 元 年 度	16,310	9,863	164,599	1,834	36,385	469,300	44,998	69,960	44,423	57,573	172,767	314,618	0	1,402,636
令 和 2 年 度	13,043	7,071	157,687	1,700	34,510	321,500	46,276	75,978	32,685	38,888	177,709	419,665	1	1,326,713